

橋本市条例第 30 号

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のと
おり公布する。

令和 7 年 9 月 17 日

橋本市長 平 木 哲 朗

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(部分休業をすることができない職員) 第 20 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>)とする。 (第 1 号部分休業の承認) 第 21 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 1 号部分休業」という。)の承認は、30 分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第 15 条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 30 分を減じた時間(当該時間が 2 時間を超える場合は、2 時間)を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 <u>(第 2 号部分休業の承認)</u>	(部分休業をすることができない職員) 第 20 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)とする。 (部分休業の承認) 第 21 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)</u>の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第 15 条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 30 分を減じた時間(当該時間が 2 時間を超える場合は、2 時間)を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき
当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由) 第 23 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。	(部分休業の承認の取消事由) 第 23 条 第 14 条の規定は、部分休業について準用する。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の橋本市職員の育児休業等に関する条例第 21 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。